今池水みらい緑地管理運営要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、大阪府南部流域下水道事務所（以下「事務所」という。）が下水道の普及啓蒙を図るため整備した、今池水みらいセンター（以下「センター」という。）内の今池水みらい緑地（以下「一般開放区域」という。）を広く府民の利用に供するにあたり、円滑な管理運営を行うために必要な事項を定めるものとする。

（一般開放区域の名称及び所在地）

第２条　一般開放区域の名称及び所在地は、次のとおりとする（別添のとおり。）。

名称　　虹の広場

　　　　 風の広場（多目的広場含む。）

　　　　 駐車場、駐輪場

所在地　松原市天美西７丁目２６５番１

（休園日）

第３条　虹の広場の休園日は、１２月２９日から翌年１月３日までとする。また、風の広場の休園日は、毎週火曜日（その日が祝祭日にあたる場合は翌日）及び１２月２９日から翌年１月３日までとする。ただし、大阪府南部流域下水道事務所長（以下「所長」という。）が必要と認めるときは休園日を変更し、または臨時に休園日を設けることができる。

（利用時間）

第４条　一般開放区域の利用時間は、春分の日の翌日から５月３１日までは午前８時から午後６時まで、６月１日から秋分の日までは午前６時から午後６時まで、秋分の日の翌日から春分の日までは午前８時から午後５時までとする。なお、風の広場内の多目的広場については通年午前９時から午後５時までとする。

ただし、所長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（利用許可）

第５条　一般開放区域の利用にあたっては、原則、利用許可申請を要しない。ただし、風の広場内にある多目的広場を利用しようとする者や自動車等で駐輪場・駐車場施設以外の一般開放区域内に入場しようとする者は、センターに利用申込書（以下「申込書」という。）により申請し、利用許可書（以下「許可書」という。）の交付を受けなければならない。

２　申込書の受付及び許可書の交付場所は、センター事務所（センター管理棟２Ｆ）とする。なお、閉庁日に多目的広場の利用予約がない場合に限り、係員詰所（風の広場エレベーター付近）において、当日の利用を許可することができる。

３　申込書の受付は、利用予定日の前々月の１日（当日が閉庁日の場合はその翌日）からとする。

４　申込書の受付及び許可書の交付時間は、開庁日の午前１０時から正午、午後１時から午後５時の間とする。

５　利用の許可は、先着順とするが、申込書を同時に受付する状況となった場合（受付開始時刻に複数人待機している場合等）は、抽選により決定するものとする。

６　許可書の交付を受けた者は、当該施設を利用するにあたり、許可書を携帯しなければならない。

７　許可書の交付にあたり、条件を付し、または指示をする場合がある。

（利用許可の取消）

第６条　所長は、前条第１項に定める利用許可を受けた者が許可の内容、条件、または指示に違反している場合、または違反したことがある場合は、許可を取り消し、または許可をしないことができる。

（許可書の譲渡の禁止）

第７条　許可書の交付を受けた者は、これを他の者に譲渡してはならない。

（利用料）

第８条　一般開放区域の利用は無料とする。

（利用の制限等）

第９条　所長は、センターの運転管理上必要があるとき、または工事その他の理由により、一般開放区域の利用に危険があると認められるときは、利用者に対しその利用を制限し、または禁止することができる。

２　所長は、次の各号の一に該当すると認められるときは、利用者に対して利用の中止もしくは退去、または撤去を命ずることができる。

（１）一般開放区域内での喫煙

（２）建物、工作物、設備、立木等を損傷し、または汚損する行為

（３）公用目的以外のポスター、貼紙、広告等の掲示

（４）テント、縄はり、杭、その他これらに類する仮設工作物の設置（承認を得た場合を除く。）

（５）たき火、花火、バーベキュー等火災予防上危険を伴う行為

（６）野球、サッカー、ゴルフ等第三者に危害を及ぼす恐れのある行為（多目的広場については利用許可を得た行為を除く。）

（７）凶器、爆発物、その他の危険物の持ち込み

（８）露天、行商、その他これらに類する行為

（９）犬等（身体障がい者補助犬を除く。）の動物の持ち込み（虹の広場を除く。）

（１０）立ち入り禁止区域への立ち入り

（１１）駐車場、または駐輪場以外の場所への自動車、バイク、または自転車の乗り入れ

（１２）前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反し、一般開放区域の本来の利用を著しく妨げる行為

３　所長は、特別警報、暴風警報、その他利用者の安全が確保できないと判断した場合、一般開放区域の閉鎖、利用の中止もしくは退去、または撤去を命ずることができる。

（利用者の責務）

第１０条　利用者は、前条第２項各号に掲げる行為により施設等を損傷、滅失したとき、または第三者に損害を与えたときは、それらの損害を賠償しなければならない。

２　風の広場内の多目的広場において団体等で利用する場合は、傷害保険に加入しなければならない。なお、一般開放区域の利用による傷害等については、当該利用者の責任とし、事務所は一切関知しない。

３　利用者は、一般開放区域を常に清潔に保ち、互いに協力して秩序ある利用をするよう努めなければならない。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか一般開放区域の管理運営に関し必要な事項は所長が別に定める。

　　附　則

この要綱は、平成２３年６月１日から施行する。

この要綱は、令和元年８月２０日から施行する。

この要綱は、令和元年１０月３日から施行する。

この要綱は、令和３年８月２５日から施行する。